

# 令和6年度 江戸川区立松江小学校 人権教育 全体計画

## 人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

## 学校の教育目標

かがやき  
力いっぱい笑顔いっぱい松江の子

## 人権教育の目標

自他の生命の大切さと自らの生き方を見つめさせ、実体験を通して思いやりと協力の心情を培い、互いを認め合い、支え合う心と態度の育成に努める。

## 目指す児童・生徒像

- ・友達を思いやり、互いに協力し高め合う子
- ・自分と友達のよさに気づき、認め合う子
- ・自分の思いや気持ちを適切な方法で伝える子

## 目標策定の方針

- ・学年に関係なく自他を大切にすることができるようにする。
- ・相手の気持ちになって物事を考えることができるようにする。

## 人権教育に関する指導の実態把握

いじめや差別など人権を犯す行動が見られたときには早急に対応し、再発防止に努める。

## 人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- ・自他の人権を認め、人権侵害を予防したり解決したりすることができる能力
- ・自他の人権を尊重する意義や必要性を受容できる能力
- ・違いを認めて受容する能力、協力的・建設的に問題解決に取り組む能力

## 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- ・「くすのきクラブ」との交流を通して、熟年者の知恵や豊かな経験に学び、尊敬や感謝の気持ちをもつ。
- ・特別支援学級との交流及び共同学習を通して、障害への理解を深め、自分の在り方を考える。
- ・集会や遠足での異学年交流を通して、自他のよさを認め合えるようにする。

## 学年・学級経営

- ・言葉遣いや掲示物の表記に配慮する（「～さん」と名字で呼ぶことを学校全体で確認する）。
- ・男女混合名簿を使用することで、人権意識の向上に繋げる。
- ・「明るく」「いつも」「先に」「続ける」をキーワードに誰にでもいつも元気に挨拶ができるようにする。
- ・相手が不快になったり、心が傷ついたりするような言葉遣いをしないようにする。
- ・発表する際は、返事をしてその場に立ち、「～です」のような丁寧な言葉で話すようにする。
- ・外国にルーツがある子に配慮した指導を行う。

## 日常的な指導

- ・児童一人一人の個性や能力を発揮できる場を設定する。
- ・互いに人権を尊重し合う望ましい人間関係を育成する。
- ・保護者との連携を密にし、信頼関係を深める。

## 教科等の指導

各教科指導において

- ・適切に表現する能力を育成する力を高めるとともに、思考力を養う。
- ・思いやりの心を持ち、自他の権利を大切に、すすんで義務を果たす心情や態度を養う。

## 人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・ペア学級の活動や運動会などの行事、それ以外の学習でも、通常学級と特別支援学級の児童の交流及び共同学習を進め、互いを認め合ったり助け合ったりできるようにする。
- ・「くすのきクラブ」や「みどりの里」の方々と年間を通して交流し、その知恵や豊かな経験に学び、尊敬と感謝の気持ちをもてるようにする。

## 教職員の研修

- ・人権教育推進担当を中心に人権教育研修会に参加し、その内容を校内に報告し、共通理解を図っていく。

## 校種間の連携

- ・「小中連携教育連絡協議会」や「保育園との交流」を通じての意見交換や授業公開などを中心に、教員間の交流を進めていき、系統的・継続的な人権教育の実践に努めていく。

## 家庭・地域との連携

- ・保護者会や個人面談などを通じて、人権教育についての啓発を行い、家庭との連携を図っていく。